

第 4 部 資 料

◇ 用語の説明 ◇

アクセシビリティ機器	障害によって機器操作ができない場合に、その機器を改良して利便性や操作性を高めたり、本人を支援して機器を利用しやすいように工夫した機器。
あんしんさぼりと事業	知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理サービス及び通帳の預かりサービスを行う事業。
インクルーシブ・エデュケーション	障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育。 この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。
運営適正化委員会	社会福祉法第 83 条に基づき都道府県社会福祉協議会に設置される機関。福祉サービス利用援助事業を行うものに対して助言や勧告をしたり、福祉サービスに関する苦情について助言したり、調査を行う。
NPO	民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。
エンパワメント	個人が潜在的にもっている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為。
大阪市成年後見支援センター	知的障害・精神障害や認知症などにより判断能力が不十分な人の生活や財産を守り、支援する成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、成年後見制度の利用を専門的に支援する機関。
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱	道路や建物などまちづくり全般にわたり、障害者や高齢者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用できるよう整備をすすめるため平成 5 年 4 月に制定した要綱。
介護給付	障害者自立支援法による障害福祉サービスのうち障害に起因して、日常生活上、継続的に必要な介護支援の総称。居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護（ケアホーム）が含まれる。
学習障害（LD）	「知的障害ではないが、読み書き等のうち特定のものの習得等に困難を示す状態」を示す教育上の用語。その他に、注意欠陥／多動性障害（医学用語であり医師が診断する）や高機能自閉症（対人関係等に困難はあるが知的障害のない自閉症であり医師が診断する）など、学校では通常の学級に在籍していることが多く、その支援が求められている。
強度行動障害	知的障害のある人で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。
共同生活援助（グループホーム）	障害者自立支援法による訓練等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、相談や日常生活の援助と住居の提供を行うサービス。
共同生活介護（ケアホーム）	障害者自立支援法による介護等給付の一つ。夜間や休日、共同生活を行いながら、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスと住居を提供するサービス。
居宅介護事業（ホームヘルプ）	障害者自立支援法による介護等給付の一つ。障害のある人の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業。

クリティカル・パス（診療計画表）	医療ケアの効率化と質の維持、医療費削減をもたらす医療管理手法で、医療、福祉等の関係者が連携する際に、入院指導、患者へのオリエンテーション、ケア処置、検査項目、退院指導などを時間軸の横軸、ケア介入を縦軸としてスケジュール表のようにまとめ、効率的に患者のケアを行うためのワークフローシート。
グループワーク	自主的な社会生活を営めることを目的に、同じ病気を持つ人たちが、ミーティングや手工芸・料理・軽スポーツなどのグループ活動を通じ、対人関係や生活習慣などを学ぶ事業(社会復帰相談指導事業)。
訓練等給付	障害者自立支援法による障害福祉サービスのうち身体的、社会的なリハビリテーションや就労につながる訓練などの支援の総称。自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）が含まれる。
ケアマネジメント	生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。
高次脳機能障害	交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障害等により、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指し、一見してその症状を障害に由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。平成 18 年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障害支援拠点機関を置くとともに、療育手帳や身体障害者手帳の対象にはならなくても、障害者自立支援法による障害福祉サービスの支給決定が受けられるようになっている。
交通バリアフリー法	平成 12 年に成立した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設及び車両等のバリアフリー化を推進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容とする。
支援費制度	平成 15 年度から実施された障害福祉サービスの利用制度。市町村から支給決定を受けた障害のある人が事業者と直接契約してサービスを利用し、市町村が事業者に支援費を支払い、利用者が事業者に負担能力に応じた利用料を支払う制度。
施設コンフリクト	障害や障害のある人について十分理解されないために、施設の設置に際し、地域で反対運動が起こり、施設の整備がすすまないこと。
失語症	声を出したり聞いたりする器官には障害はないが、脳の損傷により言語機能に障害を受けたために、発語や相手の話を聞き取って理解することができない状態。
社会的入院	精神病院等に入院している患者で、医療的には退院の可能性があるにもかかわらず地域で生活するための条件整備が整っていないため入院が長期化していること。
社会適応訓練事業	精神障害のある人が働くことを通じて社会生活への適応が促進されるよう、協力事業所(事業の趣旨を理解し、精神障害のある人の訓練を受け入れる事業所)において必要な作業、就労訓練を行う事業。
就労移行支援事業	障害者自立支援法による訓練等給付の一つ。就労を希望する人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。
就労継続支援事業	障害者自立支援法による訓練等給付の一つ。通常の事業者には雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。雇用契約に基づき就労機会を提供する A 型と雇用契約を結ばずに生産活動や訓練の場を提供する B 型がある。

小児慢性特定疾患	小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、治療研究事業として医療費の公費負担のある特定の疾患。
障害者週間	昭和 50 年 12 月 9 日に国連が「障害者の権利宣言」を採択したことに鑑み、国際障害者年の昭和 56 年に国が 12 月 9 日を「障害者の日」と決定。「国民の間に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める」ことを目的として平成 5 年、障害者基本法により法的に位置づけら、平成 16 年に「障害者週間（12 月 3 日～9 日）」として拡大された。
障害者情報バリアフリー化支援事業	障害のある人が情報機器（パソコン）を使用し、情報・文化面での格差が生じないようにするため、必要な周辺機器やソフトウェアを購入する費用の一部を助成する事業。
ジョブコーチ（作業援助者）	障害のある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを実地に指導する援助者。
身体合併症	精神疾患に加えて、内科・外科等の治療を必要とする疾患を有する状態。
成年後見制度	知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことでその人の生活を支援する制度。
セルフ・アドボカシー	アドボカシーとは障害のある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障害のある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。
相談支援事業	障害者自立支援法による地域生活支援事業の一つ。地域の障害のある人のさまざまな問題につき、障害のある人本人や保護者、介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、生涯福祉サービス事業者等との連絡調整等を行う事業。
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒が、通常の学級の学習に加えて、別の場で受けることを認められた、ことばの訓練等の指導を「通級による指導」という。そして、その「別の場」を「通級指導教室」と呼んでいる。
デジタル・ディバイド（情報格差）	所得、年齢、教育レベル、身体的制約要因などのため、インターネット等の情報通信手段を利用する機会や情報通信技術を習得する機会に制約を受けるなどの理由により生じる、情報上の格差。
特定疾患	原因不明、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾患として、厚生労働大臣が決定しており、現在、克服研究対象として 123 の疾患があり、うち 45 の疾患について治療研究対象として医療費の公費負担がある（平成 19 年 4 月 1 日現在）。
特別支援学校	障害の重複がすすむ中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障害に対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、平成 19 年 4 月から実施されたが、これまでのように特定の障害に対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障害に対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。
特別支援教育	障害のある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障害種別に加え、新たに LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等が加えられた。

ノーマライゼーション	障害のある人が住み慣れた地域で障害のない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前(ノーマル)の社会とする理念。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去すること。もともと建築用語であったが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いる。
バリアフリー新法	平成18年6月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称。発達障害を含むすべての障害のある人を対象とするとともに、バリアフリー化の対象施設についても、これまでの建築物及び旅客施設・車両等に、道路、路外駐車場、都市公園を加えたほか、車両等に福祉タクシーが追加された。
ピアカウンセリング	自立生活などの経験を有しカウンセリング技術を身に付けた障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間(ピア)である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動。
福祉的就労	就労にあたり、必要な知識や能力の向上のための訓練や職場環境、指導員等福祉的支援を必要とした就労をいう。主として授産施設、小規模作業所などで行われる。
福祉ホーム	家庭において日常生活を営むことが困難な障害のある人に、低額な料金で居室や設備を提供し、日常生活に必要な支援を行う施設。
ユニバーサルデザイン	設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていこうとする考え方。バリアフリーが障壁を除去することであるのに対し、最初から障壁を作らないという発想に立っている。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容を要約して文字にして伝える、情報保障のための技術。透明なロール紙にペンで書いた文字やパソコンで入力した文字をOHPでスクリーンに映したり、少人数の場合は紙に書く(ノートイク)。手話の取得が困難な中途失聴者・難聴者の情報保障の手段として重要。
リハビリテーション	障害のある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。